

建設工事入札契約情報公表要領

(平成14年3月8日13監第428号)
(最終改正 令和7年3月31日6契検第210号)

(趣旨)

第1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の趣旨に基づき、県の発注する建設工事の入札・契約に係る情報を、この要領の定めるところにより公表するものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象となる工事は、予定価格が400万円を超えない工事及び県の行為を秘密にする必要がある工事を除く工事とする。ただし、受注希望型競争入札及び総合評価落札方式に付した場合の「低入札価格調査により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由」以外の事項については、競争入札に付する全ての工事を対象とする。

(公表の内容及び方法等)

第3 公表する内容及び方法等は、次の各号によるものとする。

- (1) 入札参加資格等に関する事項については、別表1に掲げるとおりとする。
- (2) 入札の経緯、結果及び契約に関する事項については、別表2に掲げるとおりとする。

(留意事項)

第4 閲覧書類は一部作成し、閲覧者の状況等により複数部とするなどして、閲覧者の便宜を図ることとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日以降に一般競争参加資格等確認結果について（通知）又は指名競争入札の実施について（通知）を施行する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成15年1月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。